＠藤井義弘委員長　皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

年も改まったわけです。心から告さんとー緒に1年問頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

本日は川委員が欠席しておられますので、報告しておきます。

初めに、総務部、危機管理監室関係の審査を行います。

報告事項について説明を求めます。

＠黒野嘉之総務部長　それでは、平成26年度自動車税のコンビニ納税等の状況につきまして御報告申し上げます。

資料の総1ページをごらんください。

まず、1のコンビニ納税率の推移については、平成22年度から夜聞、休日を問わず、県外においても納税が可能なコンビニ納税を導入しまして、納税者の利便性の向上と滞納税額発生の抑制を図ってまいりました。

平成22年度の導入当初の納税率は13.9％でありましたが、その後、毎年増加し、平成26年度については昨年度に比べ3.8ポイント上回ります24.4％となりまして、コンビニ納税導入以来、最大の伸びとなっております。

また、2の口座振替納税率の推移につきましても上昇基調となっており、平成16年度の導入時の0.6％に比べまして、平成26年度の納税率は14.6％と大きく伸びております。

こうしたコンビニ納税や口座振替納税の普及などもありまして、3の納期内納税率の推移にございますように、平成26年度の自動車税の納期内納税率は75.4％と、口座振替導入時の平成16年度から見ますと毎年増加しているというところです。

なお、下段に収入未済額の推移を記載してございますが、県税全体の収入未済額は近年滅少傾向にありまして、自動車税については平成25年度末の収入未済額 は平成19年度の約半分にまで減少しており、コンビニ納税の導入などが収入未済額の縮減に大きく寄与しているものと考えております。

こうした状況を踏まえまして、既にお示しさせていただきました行政経営プログラム(仮称)でございますが、こちらの中間案におきましても県税等の納付方法の多様化としまして、自動車税に加えて、個人事業税と不動産取得税につきましてもコンビニ納税を導入することを盛り込んでおりまして、コンビニ納税を積極的に活用することで納税者の利便性の向上を図るとともに、県税の収入確保につなげたいと考えております。

以上です。

＠棗左登志危機管理監　それでは、危機管理監室の報告事項につきまして御説明を申し上げます。

初めに、原子力総合防災訓練に係るアンケート結果等について御報告を申し上げます。

お手元の資料の危1ページをお開き願います。

県では、昨年11月2日、3日の両日、本県では初めて国と合同で原子力総合防災訓練を実施いたしましたが、訓練で得られました課題などを抽出し、今後の防災対策や訓練に反映させるため、参加住民あるいは参加機関へのアンケート及び参加機関との意見交換会を実施いたしました。

最初に、1の参加住民へのアンケート結果の概要でございますけれども、303名から御回答をいただきました。

①の避難訓練におけます市町職員等の対応については、75.8％の方が「満足している」とのことであり、②の避難の経路や避難時間については91.2％の方が「問題なかった」あるいは「多少時間がかかったがやむを得ない」と回答をいただいております。③の情報の伝達については、67.4％の方が「うまくできていた」とお答えをいただき、④の避難場所における職員の対応や施設、訓練内容については70.7％の方に満足をいただいたという結果です。

なお、③の情報伝達については「うまくできていなかった」と答えた方が 32.6％となっておりますけれども、その理由については⑤の主な意見にありますとおり、「避難バス内での情報伝達は、具体的にわかりやすい言葉で説明してほしい」あるいは「防災行政無線やサイレン等がよく開こえなかった」ことなどが、反映された結果ということで考えておるところです。

次に、2の参加機関へのアンケート及び意見交換会の結果概要についてでございますけれども、(1)アンケート結果については、市町、消防、自衛隊など実動訓練に参加した56機関全てから回答をいただいております。

①の訓練の実施については、全ての機関から「実施してよかった」との回答をいただきました。

危2ページのほうをお開き願います。

②の職員は担当業務を円滑に行うことができたか、また③の職員は原子力災害時の対応や手順を理解できたかという問いに対しましては、全ての機関が「できた」または「おおむねできた」と回答いただいております。

次に、今回のアンケートをもとに参加機関との意見交換会を開催をさせていただきましたけれども、主な意見といたしましては(2)の④にお示ししておりますとおり、 「原子力災害発生時の対応や手順、また、関係機関との連携要領について、再確認ができた」などといった成果を挙げていただくー方で、「テレビ会議システムの通信が途絶えた場合に備えて、代替手段の確保や情報収集の手順の確認が必要である」あるいは「住民避難に船舶を利用することは、気象状況に大きく左右されるため、代替手段を確保しておく必要がある」あるいは「要配慮者の避難に関し、行政だけでなく、自主防災組織など住民による協力体制づくりが必要」などといった課題も意見として頂戴しているところです。

次に、3の今回の訓練を踏まえ国が示した主な教訓事項でございますけれども、国では昨年12月24日に開催をされました原子力規制委員会の定例会議におきまして、訓練の結果概要を報告しております。

この中で、今回の訓練の教訓事項として、「テレビ会議等の回線のふぐあいの発生や悪天候による現地派遣要員の移動手段及び住民の避難手段の変更を余儀なくされたことに関して、あらかじめ複数の代替手段を用意し、臨機応変の対応ができるよう、訓練を実施するとともに、防災計画へ反映されることが重要」あるいは「社会福祉施設や医療機関では、昼間に比べ夜間は職員数が少なくなることもあり、緊急時の連絡手段を含めた夜間の対応体制について検討し、必要な事項を適切に体制等の見直しに反映させることが重要」あるいは「半島部の地域特性、冬期の荒天といった気象条件及び自然災害による被害状況に対応できる住民輸送のためのさまざまな代替手段を確保し、さらに実効性が上がるよう防災計画に反映させることが重要」との教訓が示されたところです。

国においては、今回の訓練で明らかになった課題につきまして、原発立地地域 ごとに設置をしておりますワーキングチーム等において、その対応方策を検討することとしておりまして、その結果を必要に応じて原子力災害対策マニュアルあるいは県の地域防災計画等に反映することとしているところです。

県といたしましては、今回のアンケート結果や意見交換会での意見、さらに国との検討結果などを踏まえながら、今後の訓練内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えておるところです。

次に、平成26年度石川県国民保護図上訓練について御報告をいたします。

危の3ページをお開き願います。

国民保護法及び県の国民保護計画等に基づきまして、県、市町、関係機関の職員の国民保護措置に対する対応能力の向上や関係機関相互の連携強化を図ることを目的に、平成18年度から每年度、関係機関の協力を得ながら訓練を実施しているところです。

今年度は、来る2月10日に県庁及び能美市役所におきまして、石川県、能美市、能美広域事務組合消防本部など9機関、約130名の職員の参加を得て図上訓練を行うこととしております。

訓練は、テロ組織により、能美市内において、化学剤及び爆発物を使用した大規模テロが発生したとの想定で行うこととしております。

主な訓練内容としましては、事案発生かち国の事態認定を受け、県の対策本部が設置されるまでの間の初動対応について、被害情報などの収集 · 伝達訓練、避難対象地域、避難先、避難手段の検討などの初動対処訓練及び緊急対処事態対策本部会議の開催訓練を行うこととしております。

こうした訓練を通じ、国民保護措置に対する対応能力の向上や関係機関相互の連携強化を図ってまいりたいというふうに考えているところです。

最後に、ちょっと報告事項には上げてございませんけれども、12月以降の雪による被害の状況について、口頭で御報告させていただきます。

今期は、強い冬型の気圧配置となる日が多く、断続的に強い寒気が流れ込んだため、早い時期に積雪となったこともあり、除雪作業中の事故等が相次いでおりまこことから、住民に事故防止等の注意喚起を促すよう、改めまして市町に対し通知を行ったところです。

以上で危機管理監室の報告事項の説明を終わります。

＠藤井義弘委員長　以上で説明を終わります。

委員各位で質疑等がございましたら御発言願います。

＠大桑初枝委員　今年度の予算にも20％の削減のシーリングが想定されて、特別枠を設けて27年度予算の基本方針が示されました。そして、昨年度とー昨年度、どのくらいの割合で予算が金額がシーリングとなって、それを使って主にどんな事業が重点項目になったのか、まず教えてほしいと思います。

＠荒川溪財政課長　まず、昨年度のシーリングでございますけれども、一般行政経費、投資的経費ともに20％削減率になっておりまして、削減額はー般行政経費が2億円余、投資的経費8億4,000万余となっております。また、一昨年度、25年度につきましてもー般行政経費、投資的経費ともにシーリング率は20％となっておりまして、削減額はー般行政経費が2億4,000万円余、投資的経費が6億2,000万円余となっております。

重点的にどのような事業にというお話でございますが、25年度、26年度ともに特別枠として新幹線開業対策枠、経済・雇用枠、防災対策伜、新長期構想枠の4 つの枠を設けたことに加えまして、シーリングにより削減した経費のー部を各部局に付与いたしまして、その中で各部局において創意工夫のもと、事業の新陳代謝ですとか施策の重点化を図って要求をしていただいたというふうに考えております。

＠大桑初枝委員　やっぱり新幹線のほうに重点的に予算が組み入れられているということなんですよね。やはり先ほどもおっしゃいましたように、政府の予算案が発表されて、軍事費が過去最大になって、社会保障が本当に思い切って削減される。そういう私は冷たい予算だと思っております。

その意味でも、特別枠の決められた中に少子化対策というのがありまして、県内の子育て世代の皆さんの思いである子供の医療費無料化、そして将来的にも完全な無料化ということを実現させていただくことも含めまして、そういうところにお金を使っていただきたいと強く要望いたします。

そして次に、質問に移らせていただきますが、原発の避難訓練のことについて

お尋ねいたします。原発の避難訓練で、やはり地震が起こった場合、津波が想定される複合の災害のときに30キロ圏内の七尾市とか羽咋市とか宝達志水町から金沢市が8万8,000人もの方を受け入れると。避難で受け入れると、そういうことになっておりますけれども、もし地震とー緒に津波が起こった場合、当然金沢市も津波の影響が予測されております。そして、県が策定した石川県の津波浸水想定に基づいて金沢市も津波浸水ハザードマップを作成しています。具体的に、金沢港沿岸部に津波浸水が予想されて、能登の人たちの避難場所に指定されている金沢港に近いところの金石中学校、そして港中学校などは地域の人たちが津波の被害があるときに避難しなければならない、そういうところにも指定されておりますし、またそういう人たちが避難をするかもしれない、そういうことに加えて津波のときにのと里山海道を通って金沢港近くを経由して避難をするということですが、複合災害を想定しての対策、そしてそれに能登の人たちが避難をするという住民の不安等、解消する手だてというのはー体どういうふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

＠棗左登志危機管理監　今ほどありましたように、訓練におきましても当然のことながら複合災害を想定した訓練も実施しているところでございますし、今ほど御指摘がございましたように避難先として金沢市内のほうへの避難ということも考えておりますが、これは今御指摘のあったところだけじゃなくて、30キロ圏内全ての住民の皆様の避難先、住民15万人の方ですけれども、町会単位での具体の避難先の指定ということをしてございます。これについては、指定に当たりまして基本的には今おっしゃられたような津波の浸水想定区域外の施設をしているところでございまして、御指摘のありました金沢市の港中学校あるいは金石中学校も津波浸水想定区域外に位置するという施設です。さらに、指定先の市町が御指摘がありましたように被災した場合、避難住民の受け入れが困難な場合がございますし、また災害の状況とか気象状況によりましてはあらかじめ指定しておりました指定の避難先への避難が不可能になるケースもございます。その場合は、これにかわって避難住民を受け入れるような体制づくりといいますか、バックアップの市町を設けておりまして、避難先を確保しているという状況にもございます。

こちらのほかに、今ほど、のと里山海道等が津波等で通行できなくなる可能性もあるという御指摘でございますけれども、避難ルートにっきましてもひとつのルー卜ではなくて、そういった被災を考慮して複数のルートを市町のほうにもお示しをしているところでございまして、各市町においても道路の被災状況を勘案しての避難計画づくりというものを進めているところです。

なお、具体の避難先については県のホームページのほうにも掲載しておりますし、原子力災害時の対応あるいは町会単位の避難先を取りまとめました冊子といいますか、しおりですね。原子力防災のしおりというものを作成をいたしまして、30キロ圏内の全ての家庭に世帯に配布するなどの周知も図っているところです。

さらに、今年度も実施いたしましたが、原子力防災訓練の中で住民の皆様に参加いただきながら、全部ではないですけれどもー部の方ですけれども、計画に定められました自分たちの避難先あるいは避難ルートというものを確認していただいているという取り組みも行っているところです。

＠大桑初枝委員　やはり金沢市の私たちを含めてなんですけれども、原発5キロ以内、30キロ圏内以内の住民の方よりかはやはり安全神話というのをまだ持っているそういう方がたくさんいらっしゃいます。そういう中で、やはりそういう計画とかそういうのも先ほどおっしゃいましたように金沢市の住民の方、町会を含めてですけれども、やはり周知徹底するということもお願いしたいと思います。

そして、計画が変更になった場合、そういう対応、対策というのも住民に示されるように求めて質問を終わります。

＠藤井義弘委員長　引き続き、企画振興部、県民文化局関係の審査を行います。

報告事項について説明を求めます。

＠藤崎雄二郎企画振興部長　企画振興部関係の報告事項について説明をさせていただきます。

まず、平成27年度整備新幹線関係国家予算について、お手元の資料企1に基づき御説明をいたします。

整備新幹線については、先般1月14日、政府・与党の整備新幹線検討委員会において、北陸新幹線の金沢一敦賀間について、完成・開業時期を平成37年度から3年前倒しし、平成34年度末の完成・開業を目指すことが決定されたところです。

金沢一敦賀間の開業で、本県内区間は全線完成・開業することになるものであり、工期の3年短縮により、開業効果がより早期に発現することとなるものと考えております。

県議会の先生方を初め関係の方々の御尽力に対して、この場をおかりして厚く 御礼を申し上げたいと思います。

同日決定されました整備新幹線の国家予算案では、整備新幹線全体の事業費として新規着工3区間の工期前倒し分を含む1,600億円が確保されるとともに、そのうち国費は、今年度予算の約720億円を上回る755億円が確保され、2年連続の増額となったところです。

線区別事業費につきましても公表されておりまして、表のー番上のところでございますけれども、北陸新幹線の長野一金沢間には290億円が配分をされております。その次の金沢一敦賀開には今年度を80億円上回ります220億円が配分をされております。

次に、北陸新幹線のダイヤ等について御説明をいたします。

資料企2-1をご覧いただきたいと存じます。

JR西日本とJR東日本が、先般12月19日、北陸新幹線のダイヤ等につきまして発表いたしましたので、その概要について御報告をいたします。

金沢一東京間は最速で2時問28分で結ばれることとなり、現在の特急と上越新幹線の乗り継ぎ比べ1時間19分短縮されることとなります。

速達タイプの「かがやき」については、朝夕の時間帯に10往復運転をされることになります。「かがやき」の金沢、東京の発着時聞を記載しておりますが、始発列車は金沢発、東京発ともに6時台であり、9時前に到着できることとなったとともに、最終列車は金沢発、東京発ともに21時台であり、23時台には到着できることとなっております。

始発列車、最終列車ともに、運転可能な時間帯の中で最大限配慮いただいたものと受けとめており、それぞれ滞在時問が2時問から4時開程度延びるなど、利用者の利便性が大きく向上するものと考えております。

さらに、下の「※印」でございますけれども、6月末までの春期間においては、臨時便として「かがやき」が3往復運転されるとのことです。

また、「はくたか」についてはおおむね1時間に1本、1日に15往復運転されます。うち、14往復は金沢一東京間、1往復は金沢一長野間で運転をされます。

金沢一富山間のシャトルタイプの「つるぎ」については、18往復運転をされることとなっております。

詳細のダイヤは別紙で添付をしておりますので、ご覧いただければと存じます。

次に、金沢駅での在来線との接統でございますが、資料企2-2をご覧いただきたいと存じます。

まず、北陸本線、七尾線に「かがやき」の始発列車、最終列車に接統する普通列車が設定されます。また、特急「サンダーバード」「しらさぎ」の運転がない朝夜の時間帯に、特急「ダイナスター」が金沢一福井間に3往復運転されます。これによりまして、福井・南加賀エリアとの新幹線の乗り継ぎ利便性が確保されることとなっております。

能登方面については、金沢駅で北陸新幹線や特急「サンダーバード」「しらさ ぎ」と接統する特急「能登かがり火」が金沢一和倉温泉間で5往復運転をされます。大阪一和倉温泉間に直通する特急「サンダーバード」1往復と合わせて6往復がおおむね2時間に1本運転され、これによって三大都市囲とのアクセスが便利になるとのことです。

次に、IRいしかわ鉄道開業時のダイヤについて御説明をいたします。

資料企3をご覧いただきたいと存じます。

普通列車の運行本数については、金沢一富山間、金沢一七尾間は現行の運行本数を維持し、利用者の利便性を確保することとしており、さらに金沢一高松間については2本増便いたします。金沢駅で北陸新幹線「かがやき」の始発及び最終に接続する普通列車を金沢一高松間で増便をしております。

なお、小松方面につきましても、金沢一小松間で「かがやき」の始発及び最終に接統する普通列車をJR西日本が設定をいたしております。

金沢駅発の現行22時台の最終富山方面行き、及び七尾方面行きの時刻については、それぞれ23時台に繰り下げを行うとともに、中京方面からの「しらさぎ」 や、関西方面からの「サンダーバード」との接統により、利便性の向上を図っております。

なお、福井行き最終列車につきましても、JR西日本が23時台に繰り下げをいたしております。

金沢一富山間の普通列車の所要時間については、特急列車の待避時問の解消などにより、約5分短縮をいたしております。

10時から15時の日中時間帯については、金沢駅の発卓時刻を富山方面は毎時7 分ごろ、七尾方面は毎時30分ごろとするなど、おおむねそろえるよう努力しており、利用者にわかりやすくいたしております。

なお、別紙に詳細な時刻を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

また、昨年10月に北陸信越運輸局に対し行いました鉄道旅客運賃の上限設定認可申請については、12月19日に認可を受け、同月22日に、開業後1年目から5年目の運貨及び乗り継ぎ割引運貸の届け出を行ったところです。

以上で企画振興部関係の報告事項の説明を終わらせていただきます。

＠森田英恵子県民文化局長　県民文化局関係でございますが、石川県文化振興条例（仮称）でありますが、その概要案につきまして御説明いたします。

今年4月の施行を目指し、これまで県民意識調査の結果の分析や、庁内横断のプロジェクトチームにおける現在の施策の検証や今後の方向性の検討に加え、学識経験者や各界の有識者、また文化活動の実践者等からアドバイスをいただき、検討を進めてきたところです。

このたび、こうしたさまざまな意見等を踏まえ、条例の概要案を取りまとめましたので、現段階の案について説明させていただきます。

お手元の資料、A3の1枚紙でございますが、県1「石川県文化振興条例（仮称）の概要案」をご覧願います。

なお、お手元に条例案を詳細に記載いたしましたA4の別冊資料も配付させていただいております。

最初に、A3の1枚紙、一番上の「条例制定の意義」についてでありますが、来る3月14日に迫った北陸新幹線金沢開業は、本県の豊かで幅広い文化のさらなる発信と、それを強みとして文化を活用した地域の活性化を図る千載一遇のチャンスです。

そこで、県民、文化団体、行政など、文化の振興にかかわる全ての主体がこうした認識を共有し、オール石川の体制で本県文化のー層の発展に向けて取り組んでいく決意を、条例という形で示すことが今回新たに条例を制定する最大の意義と考えております。

そして、本県の文化の厚みや奥深さを再認識し、さらなる高みを目指すとともに、その裾野を拡大することにより、確固たる文化の土台をつくり上げていくことを目指していきたいと考えており、条例にはそうした思いを込めていきたいと考えております。

次に、条例の構成についてでございますが、まず前文を設け、本県文化の歴史や特徴に加え、今回制定する意義や文化振興に向けた決意などをうたうこととしたいと考えております。

そして、その下の総則についてです。

まず、目的でありますが、「文化の振興に関し、基本理念を定め、県・市町・県民・文化団体等の責務・役割を明らかにし、文化振興施策の基本事項を定めることにより、施策の総合的な推進を図る」ことを規定したいと考えております。

次に、その下の基本理念についてでございますが、恐れ入りますが、別冊資料の4ページをお開き願います。

基本理念については、文化芸術振興基本法の基本理念を前提としております。

まず、1つ目と2つ目の項目でございますが、基本理念の根幹とも言える部分でございますが、県民一人一人が文化の担い手であり、また文化を創造・享受することが、人の生まれながらの権利であるといった視点を踏まえ、「文化の担い手である県民の自主性・制造性を尊重」すること、そして、「県民が等しく文化 を鑑賞・参加・創造できる環境を整備」することを規定したいと考えております。

そして次は、本県独自の規定ということになりますが、文化活動が活発に行われる環境の醸成を旨とし、文化の裾野の拡大を図ることで、さらなる高みを目指すことを規定したいと考えております。

文化の裾野の拡大と高みへの取り組みの両者の相互作用によって、全体として文化活動が活発化するという考え方を基本理念に明確に位置付けることといたしました。

そして、その下でございますが、本県のすぐれた文化は、県民共通の財産であるとの認識のもと、これらが育まれ、将来にわたり引き継がれ、発展していくよう配慮することを規定したいと考えております。

こうした文化全般について規定するー方で、次になりますが、県内の各地域には食文化や海女文化といった地域固有の多様な文化が存在するところであり、これらが尊重されるとともに積極的に活用することで、地域の活力を高めることにつなげていく旨を規定したいと考えております。

そして、その下でございますが、北陸新幹線金沢開業後には交流人口が大幅に拡大することを念頭に置き、石川の文化の魅力が国内外に広まるよう、「文化に関する情報発信・文化交流の積極的推進」を規定したいと考えております。

最後に、県民、文化団体、行政といった文化の振興にかかわる多様な主体がそれぞれの責務や役割を担い、本県文化のー屑の振興に向けて連携・協力することを規定したいと考えております。 なお、高等教育機関の集積が高い本県の特徴を踏まえ、大学等の高等教育機関もこの関係主体に含めていきたいと考えております。

次に、A3の資料にお戻りいただきたいと思います。

左下段でございますが、「文化の振興にかかわる各主体の責務・役割」についてでございますが、県・市町の責務としましては「文化振興施策の策定・実 施」県民・ 文化団体の役割としましては「自主的・主体的な文化活動を通じて文化を振興」することを規定するとともに、一番下でございますが、京都府に次いで全国2番目の例となりますが、大学等高等教育機関の役割として「専門知識等を活用した文化活動への支援」などを規定したいと考えております。

次に、資料の右側をご覧いただきたいと思います。

文化振興施策の柱についてでございますが、文化振興を推進するための県の基本的な施策について定めるものであり、下記の5つの柱を掲げ、本県の個性であり魅力でもある文化の特色を十分に生かした本県独自の文化振興施策を最大限盛り込み、全国でもトップレベルの充実した内容としていきたいと考えております。

まず最初に、「①石川の優れた文化の維承・発展」についてでありますが、文 学・音楽・美術といった「芸術の振興」や、能楽・邦楽などの「伝統芸能の継承・発展」を図ることに加え、全国で初めてとなりますが、本県文化の大きな特色である「伝統工芸」と「食文化」の継承と発展を図る旨の条文を設けたいと考 えております。このほか、文化財の保存・活用を図ることや、本県の高い文化を将来に確実に継承していくための文化の担い手の育成といったことを定めていきたいと考えております。

その下でございますが、「②文化に親しむ環境づくり」についてでございますが、今後、県を挙げて文化振興に取り組んでいくためには、「県民の文化意識の向上」が何よりも大切であることから、独立した条文として定めたいと考えております。

そして、そのための具体の施策でありますが、10月の第3日曜日を、仮称ではございますが「いしかわ文化の日」、そしてその「いしかわ文化の日」から11月 3日までを「文化推進期間」としたいと考えており、文化振興条例でこうしたことを定めるのは全国初ということになります。

この「いしかわ文化の日」を10月の第3日曜日とすることについては、健民運動推進本部における運動のー環としまして毎月第3日曜日を「家庭の日」としているところでございますが、芸術の秋である10月の「家庭の日」を「いしかわ文化の日」とし、家族による文化施設の利用や文化活動への参加を促進することで、家族のきずなを深めるとともに、県民の文化意識の向上を図っていきたいとの思いです。

なお、期間中、市や町にも御協力いただき、全県的に文化イベントを実施するなど、その趣旨に沿った事業を実施していきたいと考えております。

そのほか、その下の「子どもの文化に触れる機会の充実」など、文化の裾野の拡大に向けて「子どもへの支援」の充実・強化ということをしっかりと位置づけ、少子化対策先進県の取り組みを、文化振興の観点からもよりー屑充実していきたいと考えております。

次に、「③文化による地域づくり」についてです。

歴史的・文化的景観、海女文化、祭り、方言を代表例として挙げまして、「地域固有の文化の維承・発展」と「その活用による地域の活性化」を図る旨を規定し、これらを「ふるさと文化」と総称したいと考えております。

次に、「④文化の交流 · 発信」についてです。

石川の文化が国内や国外に向けて広まるよう、文化交流の促進や文化情報の発信に向け、今ほど述べました本県の多様な文化はすぐれた観光資源でもあることから、京都府、大阪府に次ぐ全国3番目の例となりますが、「文化を観光資源として活用していくこと」を規定したいと考えております。

最後に、「⑤文化を支える仕組みづくり」についてでありますが、文化振興施策を推進するための体制整備や財政措置を講ずる旨を規定したいと考えております。

以上、概要案について説明させていただきました。

なお、今後、パブリックコメントなども踏まえて条例案として取りまとめ、当初議会に提案したいと考えております。

以上で県民文化局関係の報告を終わります。

＠藤井義弘委員長　以上で説明を終わります。

委員各位で質疑等がございましたら御発言願います。

＠大桑初枝委員2点お願いいたします。

まず、IRいしかわの運行の安全性についてお伺いいたします。

開業準備は大変だと思うんですけれども、並行在来線、何よりも地元の安心 · 安全を乗せて走るわけですから、運行に当たっていろんな意味で大丈夫なのかなという声がちらほらと聞かれますのでお願いいたします。

JRは2年間の現場研修を経て車掌になると聞いておりますが、IRいしかわに採用した職員というのはどういう準備をもって車掌になったりするのかということと、それから乗客の質問に答えられるのかという不安もあったり、そして事故があった場合、対応がきちんとできるのか。特にワンマンの場合はー体どうなるのかということがあって、JRの職員のフォローがあるのでしょうか。まず、その辺のことをお聞きしたいと思います。

@藤崎雄二郎企画振興部長IRいしかわ鉄道でございますけれども、輸送の安全確保ということが最も重要なサービスであるという認譏のもとに今準備を進めているところです。

開業時の要員約70名程度というふうに聞いておりますけれども、このうちの50 名程度はJRから出向をいただいてスタートするということになっております。

開業時から車掌等で配置をされますIRいしかわ鉄道の職員については、平成25年の採用から2年間、JR西日本におきまして、座学あるいは専門業務の実地訓練など、JR職員と同じ内容の研修を受けてきたところです。また、開業後もJRからの出向の経験豊富な出向の方々から指導を受けながら専門業務に携わっていくということを予定しているところです。

＠大桑初枝委員　ありがとうございます。

次に、金沢市内へのバス路線に補助があるかどうかということなんですけれども、私たちが行った市民アンケートでは、高齢者の方が中心に、病院へ行くとか買い物へ行くとかなどのバスの便を本当に確保してほしいという、そういう要求がすごく強くありました。

郊外において、中央病院へ行くとかそういうことになりましたら、一旦片町へ出るとか、それから金沢駅で乗りかえをしていかなきゃならないという、そういうすごく不便なことがありまして、国の補助事業というのはそれについてあるのか。県は市町と連携して生活バス路線への補助をしていますが、この事業の対象というのは金沢市以外のところなのか。そして、もし金沢市が事業者と連携して、市民の要望の強い買い物とか病院へのバス路線を新設した場合とかというのは補助の対象になるのかどうなのかということをお伺いしたいと思います。

お願いします。

＠藤崎雄二郎企画振興部長　今、委員のお尋ねのバス路路線への補助の話でございますけれども、まず国の補助制度の概要として承知いたしましているところでは、複数市町にまたがって運行するというような条件があるというふうに承知をいたしておりますので、今委員がおっしゃられたような単ーの市内ということになりますと、国の補助制度の対象外になるのではないのかなというふうに考えているところです。

県のほうでございますけれど、県は経営環境の悪化によりまして存続が危機に瀕している地域の生活バス路線を維持という観点から、国とか市町と連携して赤字バス路線に対しまして欠損補助、車両購入補助、利用促進の取り組みに対する補助といった支援を行ってきております。補助制度としては事業者の運行経費の状況などー定の要件がございますけれども、地域をあらかじめ限定しているものではなく、金沢市内の路線についても対象となり得るものというふうに考えております。

また、近年、県内の多くの市町でバス事業者と連携いたしまして、いわゆるコミュニティバスといったような形態で運行している事例があるというふうに承知をしておりますけれども、これについてはそれぞれの地域の実情に応じた交通体系をつくり上げるといった観点から、各市町が設置いたしております協議会において運行を行っているものと承知をしておりますけれども、市町が主体となって採算にこだわらない割安な運賃設定など、市や町による住民への行政サービスとして提供されているものというふうに認識をしておりまして、これらについては県からの補助は行っていないところです。

＠藤井義弘委員長　ほかにありませんか。

ほかにないようですので、以上で本日の委員会を終了します。